

栃木市の「地域支え合い活動」について

栃木市では、日常生活において支援を必要とする高齢者や障がい者などを地域全体で見守ったり、支え合ったり、助けあったりする「地域支え合い活動」を推進するために「栃木市地域支え合い活動推進条例」を制定し、10月1日から施行となります。

地域における見守り支え合う活動は、一番身近なコミュニティーであります自治会による活動が最も効果的であるため、より多くの自治会において見守りなどの地域支え合い活動に取り組んでいただくため栃木市の考える地域における「地域支え合い活動」を発表いたします。

1. 地域支え合い活動の基本的な考え方

- (1) お互いを尊重し助け合う
- (2) それぞれが出来ることを行う
- (3) 無理をしない持続可能な活動
- (4) 役割を明確にする話し合いを持つ

2. 地域支え合い活動の内容

- (1) 声かけ、安否確認などのさりげない見守り活動
- (2) ゴミだし、買い物支援などの無理のない範囲での日常生活上の支援
- (3) サロン、集いの場の提供などの気軽に参加できる交流活動
- (4) 緊急時や災害時の安否確認・避難誘導などの災害時等いざという時の備え

3. 地域支え合い具体的な取り組み例

- (1) 日常の安否確認の方法
 - ・見守り隊による個別訪問
 - ・班内回覧時における安否確認
 - ・集いの場への参加呼びかけ
 - ・ゴミ出しの際の声かけ
- (2) 活動体制・連絡体制
 - ・見守り隊、声かけ隊などの体制
 - ・緊急時の連絡網の策定
 - ・安否確認ができない場合の支援体制
- (3) 災害時の避難誘導・安否確認
 - ・平時からの情報共有による避難確認・安否確認
 - ・避難訓練、誘導の経路の確認

4. 地域支え合い活動の取組手順例

- (1) 地域での話し合い
 - ・地域の特徴や課題、活用できる資源（人材、活動団体、情報、場など）の現状を確認し情報を共有する。
- (2) 活動計画・体制などを検討
 - ・地域の現状からどんな活動ができるか、どんな体制で活動するか検討する。

(3) 支え合い活動対象者名簿の提供

- ・支え合い活動対象者名簿の提供について申出をし、名簿を受け取る。
＜対象者＞
 - ・65歳以上の者のみの世帯の方
 - ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方
 - ・要支援、要介護認定を受けている方
- ・対象となる方の生活の困りごとや不安などは何か、困りごとを解決してくれる家族や近所の人はいるか確認する。

(4) 活動内容・役割分担

- ・対象者を把握しマップ等を作成し、誰が何を行うのか役割を決める。

(5) 支え合い活動の実施

5. 支え合い活動対象者名簿の提供手続

- ①市に申出書、活動計画書名簿、名簿管理者届を提出
- ②市と対象者名簿の取扱いに関する協定書を締結
- ③市から対象者名簿を受け取る

6. 支え合い活動の推進スケジュール

自治会による支え合い活動は、自治会の規模や地域の資源が異なることから、地域の実態に即した支え合い活動の取り組みを進める必要がある。

そこで、平成28年度においては、地域包括支援センター（本センター）の設置地域8カ所においてモデル自治会を設定して地域支え合い活動に取り組んでいく。

平成29年度以降については、モデル自治会の取り組み基に全市的に取り組みを拡大していき、平成31年には、全市で50の自治会での活動を目指していく。

問合せ先

保健福祉部 地域包括ケア推進課

担当：中村、町田

電話：0282-21-2247